

北のめぐみ愛食レストラン認定事業実施要領

1 目的

本事業は、北海道産食材を使用して、こだわり（自慢）料理を提供する道内の外食店や宿泊施設を「北のめぐみ愛食レストラン」として認定し、北海道産食材の一層の利用促進を図るとともに、北海道産食材に関する情報発信拠点としての役割を通じて、道民や道外観光客に対する北海道の食の魅力の伝達と、地産地消をはじめとする愛食運動の普及・啓発を推進することを目的とする。

2 事業主体 北海道

3 認定対象店

- (1) レストラン等の外食店
- (2) ホテル、旅館等の宿泊施設

4 認定要件

(1) 必須要件

次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

ア 北海道産食材を使用したこだわり（自慢）料理を原則として2品以上提供していること。ただし、季節メニューとして期間を限定して提供している場合は、応募時点での提供の有無は問わない。なお、道産食材を使用したこだわり（自慢）料理とは、原則として全て道産食材を材料としているものとする。ただし調味料等については、道産以外の使用も認めることとする。

イ 原則として過去1年間、主食の原材料に北海道産食材を100%使用していること。ただし、麺やパンを主食として提供している場合は、30%以上の使用割合となっていること。

ウ 原則として過去1年間、副食の原材料に北海道産食材を積極的に使用していること。

エ 「外食の原産地表示ガイドライン」等による原材料の原産地表示を行っていること

(2) その他要件

次の事項については、認定審査の評価に加えるものとする。

ア 北海道産食材に関連したイベントなどを開催していること。

イ 北海道が推奨している各種制度認証品等（「北のクリーン（YES!clean）農産物」、「有機食品」、「エコファーマーの認定を受けて生産された農産物」、「みどりの食料システム法に基づく認定を受けて生産された農産物」、「特別栽培農産物」、「道産食品独自認証品」、「道産原料使用登録食品」）を活用した料理を提供していること。

ウ 栄養表示をしていること。

エ 環境と調和した店づくり（店内禁煙や分煙、資源のリサイクルなど）を行っていること。

オ その他、事業者独自に取り組んでいること。

5 認定手続等

(1) 事務

募集及び問い合わせに関する事務は、各総合振興局又は振興局産業振興部農務課（以下「総合振興局等」という。）が行う。ただし、同一経営体内に認定を受けようとする外食店や宿泊施設が複数あり、その所在地が2総合振興局等以上にわたり、かつ、それらが同一屋号の場合は、北海道農政部食の安全・みどりの農業推進局食品政策課（以下「農政部」という。）が行うものとする。

(2) 募集の告知方法

ア 農政部は、道ホームページへの掲載、報道機関や関係業界団体を通じた募集を行う。

イ 総合振興局等は、総合振興局等ホームページや市町村広報誌等への掲載のほか、報道機関や関係業界団体を通じた募集を行うものとする。

(3) 申込み

ア 認定を受けようとする外食店や宿泊施設（施設内に複数の店がある場合は、個別店毎とする。）の経営者（以下「認定希望者」という。）は、第1号様式（北のめぐみ愛食レストラン認定申込書（以下「第1号様式」という。））を道ホームページからダウンロードするか、もしくは総合振興局等又は農政部に請求するものとする。

イ アの請求を受けた総合振興局等又は農政部は、第1号様式等を送付するものとする。

ウ 認定希望者は、第1号様式に、店の概要、こだわり（自慢）料理を撮影した電子データ（又は写真）、会社概要（施設・店を含む。）を記載したパンフレット及び参考となる資料（HPやSNS等概要がわかるものを提示することも可）を添え、当該施設・店の所在地の総合振興局等に提出（郵送・メールなど方法は任意）するものとする。

エ 同一経営体内に認定を受けようとする施設・店が複数あり、その所在地が2総合振興局等以上にわたり、かつ、それらが同一屋号の場合は、農政部に申し込むものとする。

(4) 審査

ア 総合振興局等又は農政部は、申込み関係書類の審査を行う。

イ 審査に当たっては、「北のめぐみ愛食レストラン認定に係る審査項目及び認定方針」に基づくものとする。

(5) 認定

ア 総合振興局等又は農政部は、申込み内容が4の認定要件を満たしていると判断された場合、決裁を以て認定する。決裁権者は総合振興局等においては農務課長、農政部においては食品政策課長とする。認定は外食店や宿泊施設毎（施設内に複数の店がある場合は、個別店毎とする。）に行う。認定後、別に定める「北のめぐみ愛食レストラン認定証」及び「北のめぐみ愛食レストラン認定ステッカー」（以下「認定証等」という。）を交付するものとする。

イ 認定要件を満たしていないと判断された場合、総合振興局等又は農政部は、理由を附してその結果を認定希望者に通知するものとする。

ウ 総合振興局等は、新規認定店について、第2号様式に申込み関係書類の写しを添付して、

速やかに農政部に報告するものとする。

エ 農政部は、(3)のエの申込みを受理し、認定した場合は、第2号様式に申込み関係書類の写しを添付して、関係する総合振興局等に通知するものとする。

(6) 認定の取消し等

ア 認定を受けた外食店や宿泊施設の経営者（以下「認定店」という。）は、認定の要件を欠いたり、営業を廃止又は休止した場合は、第3号様式（北のめぐみ愛食レストラン廃止・休止届）を、認定を行った総合振興局等又は農政部に速やかに届け出るものとする。

届出を受けた総合振興局等又は農政部は、決裁を以て取消しを決定し、当該店にその旨を通知するものとする。

イ 認定店が認定要件を欠いたり、認定店としてふさわしくないと認められるときは、当該店の認定を行った部局（総合振興局等又は農政部）は、決裁を以て、認定の取消しを決定し、当該店にその旨を通知するものとする。

ウ 認定店は、認定店の名称・住所等申込書記載事項に変更を生じた場合は、第4号様式（北のめぐみ愛食レストラン変更届）により、認定を行った総合振興局等又は農政部に速やかに届け出るものとする。

届出を受けた総合振興局等又は農政部は、変更が完了したときは、第2号様式を添えて当該店に通知するものとする。

エ 総合振興局等は、ア及びイの取消し又はウの変更を行った場合は、第2号様式に認定店から提出された第3号様式又は第4号様式を添えて農政部に報告するものとする。

オ 農政部は、ア及びイの取消し又はウの変更を行った場合は、第2号様式に認定店から提出された第3号様式又は第4号様式を添えて関係総合振興局等に通知するものとする。

6 認定店の役割

- (1) 認定証等を利用者の見やすい場所やホームページなどに掲示することにより、北海道産食材の一層の利用促進に努める。
- (2) 北海道産食材の持ち味を生かした料理等の提供に努める。
- (3) 家庭のできる北海道産食材を使用した料理方法等を利用者に紹介することに努める。
- (4) 北海道産食材に関する情報を同業者や利用者に広めることに努める。
- (5) 北海道産食材の使用状況や意見・要望に関する調査に協力することに努める。

7 認定店の紹介、PR

- (1) 農政部は、道ホームページ、報道機関、関係機関・団体を通じて広く道民に周知を図るとともに、利用促進のためのPRを行うものとする。
- (2) 総合振興局等は、総合振興局等ホームページ、報道機関、市町村等を通じて広く地域住民に周知を図るとともに利用促進のためのPRを行うものとする。

8 その他

- (1) 北海道産食材の使用状況や店舗の営業状況などについて、必要に応じ農政部や振興局等の

担当者が店舗を訪問するなどし、確認するものとする。

(2) 本要領に定めのない事項は、農政部が必要に応じ別に定めるものとする。

附則

この要領は、平成18年 7月26日から施行する。

平成19年 1月10日一部改正

平成20年 3月 4日一部改正

平成22年 4月 1日一部改正

平成23年 3月31日一部改正

平成23年12月22日一部改正

令和2年(2020年)6月8日一部改正

令和6年(2024年)4月1日一部改正

令和7年(2025年)2月18日一部改正